

(案)
修 繕 請 負 契 約 書

収 入
印 紙

1 修 繕 名 金木地区水道施設蓄電設備修繕

2 修 繕 場 所 五所川原市金木町川倉外 地内

3 履 行 期 限 令和9年3月25日

4 引渡の時期 検査に合格した日から5日以内

5 契 約 金 額 ¥—

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥—)

6 契約保証金

上記の修繕について、発注者 五所川原市 と受注者 は、別紙の条項によって、修繕請負契約を締結した。この契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

発注者 五所川原市字布屋町4-1番地1
五所川原市長 佐々木 孝昌

受注者 住 所
氏 名

契 約 条 項

(総則)

第1条 受注者は、別紙見積書に基づき、頭書の契約金額をもって頭書の期間内に修繕を完了しなければならない。

2 受注者は、発注者から引渡しを受けた物件について善良なる管理者の注意をもって保管し、故意又は重大な過失により物件を滅失し、又はき損したときは、これを弁償しなければならない。

(完了期限の延長)

第2条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により、期限までに修繕を完了することができないときは、遅滞なくその理由及び影響日数等を詳記して、発注者に完了期限の延長を願い出ることができる。

2 発注者は、前項の願い出が正当であると認めたときは、これを承認し、第6条第1項に規定する遅延利息を免除する。

(検査及び引渡し)

第3条 発注者は、受注者から完了の報告を受けたときは、その日から5日以内に受注者の立ち会いを求めて、物件の検査を行い、検査に合格したときは、その引渡しを受けるものとする。

2 受注者は、前項の検査に立ち会わないときは、その検査の結果につき、立ち会わないことを理由に異議を申し立てることができない。

3 第1項の検査に要する費用及び検査のため消耗き損したものの損害は、すべて受注者の負担とする。ただし、特殊な検査に要する費用は、この限りでない。

(検査不合格の場合の措置)

第4条 受注者は、前条の検査の結果不合格と決定した物件について、直ちに再度修繕しなければならない。

(契約代金の支払)

第5条 契約代金は、発注者が、受注者の適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第6条 受注者は、期限内に修繕を完了しないときは、完了期限の翌日から完了の日までの日数に応じ、契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を、発注者に納付するものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。

2 発注者の責めに帰する理由により、前条の契約代金の支払いが遅れた場合は、受注者は、発注者に対して遅延日数に応じて、契約金額に対して年3.0パーセントの割合で計算した額を、遅延利息として請求することができる。

3 第4条に定める物件の再度修繕が、その指定した期限後にわたるときは、第1項の規定を準用する。

(検査遅延の場合における遅延利息)

第7条 発注者の責めに帰する理由により、第3条第1項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、第5条の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、当該遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、発注者は、受注者に対してその超える日数に応じて前条第2項の規定により、遅延利息を支払わなければならない。

(契約の変更)

第8条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ契約内容を変更し、又は修繕を一時中止することができる。この場合において、契約金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議のうえ、書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。なお、賠償額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(発注者の解除権)

第9条 発注者は、必要があると認めたときは、受注者と協議のうえ、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

第10条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰する理由により期間内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 受注者の責めに帰する理由により契約の解除を申し出たとき。
- (3) 発注者が行う物件の検査に際し、受注者又はその代理人が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があったとき。
- (4) 前3号のほか、受注者又はその代理人が契約条項に違反したとき。

2 前項の規定によりこの契約の一部を解除した場合において、発注者は、契約の履行部分に対して相当と認める金額を支払い、物件の引渡しを受けることができる。

(違約金等)

第11条 前条の規定によりこの契約を解除されたときは、受注者が納付した契約保証金は、発注者に帰属し、契約保証金を免除した場合においては、受注者は、契約金額の100分の5に相当する契約違約金（その額に100円未満の端数があるときは、端数を切り捨てた額）を発注者に納付するものとする。

2 前条の規定によるこの契約の解除のため、発注者の受けた損害が前項の違約金の額を超えるときは、その超えた額を損害賠償として、受注者から徴収するものとする。

(受注者の解除権)

第12条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第8条第1項の規定により契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(契約保証金の還付)

第13条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第9条第1項若しくは前条第1項の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(物価の変動)

第14条 契約締結後において、物価の変動がある場合においても契約金額は変更しないものとする。

(支払金額の相殺)

第15条 発注者は、この契約に関して、受注者から支払いを受けることができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金と相殺し、なお不足があるときは、これを追徴するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができないものとする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第17条 この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、必要に応じ、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。